

1. 令和2年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和2年9月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第99号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第100号 専決処分した事件の承認について（郡上市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程5 議案第101号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程6 議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第105号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第106号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第107号 令和元年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第108号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第109号 令和元年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第110号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第111号 令和元年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第112号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第113号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第114号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第115号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第116号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第117号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第118号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第119号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第120号 令和元年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程25 議案第121号 令和元年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第122号 令和元年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第123号 令和元年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第124号 令和元年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程29 議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程30 議案第126号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程31 議案第127号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第128号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程33 議案第129号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第130号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程35 議案第131号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第132号 令和2年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第133号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程38 議案第134号 物品売買契約の締結について（学習者用端末等機器購入）
- 日程39 報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程40 報告第8号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程41 報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程42 報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程43 報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程44 報告第12号 令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程45 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程46 議報告第7号 中間報告について（議会改革特別委員会）
- 日程47 議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久

5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美江子	商工観光部長	可 児 俊 行
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	教 育 次 長	佃 良 之
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクを着用しての会議となりますので、御協力をお願いいたします。

なお、今回、演台、質問席、市長席、議長席に飛沫防止パネルを設置いたしました。この飛沫防止パネルのある場所での発言は、マスクを外して発言していただいて結構です。

ただいまから、令和2年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 渡辺友三君、17番 清水敏夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山川直保君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る9月1日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月8日から10月1日までの24日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から10月1日までの24日間とすることに決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君）　ここで、日置市長より御挨拶を頂きます。

市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　おはようございます。令和2年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、数件の報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、去る7月3日から断続的に降り続いた令和2年7月豪雨についてであります。

熊本県を中心とする九州地方や中部地方で発生した集中豪雨により、各地で甚大な被害が発生をいたしました。特に被害の大きかった熊本県では、球磨川水系の氾濫・決壊により65人もの尊い命が奪われ、いまだ避難所生活を余儀なくされている方々は1,000人を超す状況とお聞きをいたしております。被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げるものであります。

この地域におきましては、8日早朝、数十年に一度の大雨として、郡上市を初め、下呂、高山、中津川、恵那、飛騨の6市に、大雨特別警報が発表をされました。特に、下呂市、高山市など飛騨地域においては、住宅への浸水や幹線道路の崩落などに見舞われ、その日の午後には、6市に対しまして災害救助法の適用が決定されたところであります。

郡上市においては、幸い人家等への浸水や人的被害はありませんでしたが、明宝小川地区では、58世帯159名が一時孤立する状態となりました。また、大和町島の奥田洞谷では、一昨年の7月豪雨がもたらした山腹崩れが、今回の大雨により、さらに危険度が高まったため、7日、同地域に避難指示を発令いたしました。

この場所につきましては、既に6月初旬よりその兆候があったため、郡上土木事務所から避難に向けた助言を受け、地元自治会にも説明を重ねていたところでございます。12世帯39名の皆様方には、多大な不安があったことと思いますけれども、それまでの避難勧告に続き、7月7日には地表面の伸縮計が避難指示レベルを超過したことから、避難指示に移行したものであります。

そして、7月8日午前9時33分、かなりの量の山腹崩壊が起りましたが、幸い土砂は既設の流木止めと堰堤によって受け止められ、人家・人命には直接の被害を及ぼすことはありませんでした。

その後、今回の崩落により堰堤に堆積いたしました土砂の除去作業が県郡上土木事務所によって進められ、8月7日には1か月ぶりに避難指示解除に至り、避難されていた各世帯は自宅での生活が可能となりました。

しかしながら、今後とも、気象状況等によりまして再避難いただくリスクは依然としてあり、現に先週9月3日から4日にかけても、雨量が基準に達したことから、対象地区の皆様には避難をしていただいたところであります。

現在は、崩落箇所の土塊は伸縮計及び雨量計等により監視されている状況であります。また、完全な工事の完了には数年を要するとのことでもありますけれども、住民の皆様の一日も早い安心な生活のため、市としまして県と連携を図り、円滑な工事推進に努めるとともに、当分の間、自宅と避難先との二重生活を余儀なくされる対象地域の皆様に対しては、今後とも丁寧なケアをしてまいりたいと存じます。

2つ目ではありますが、新型コロナウイルスの感染症の再拡大についてであります。

7月に入り全国で新規感染者が急増し、岐阜県においても、連日、最多感染者数を記録いたしました。その感染速度は、4月から5月にかけての第一波よりも速く、また、PCR検査の陽性率も高まるなど、感染爆発のリスクが非常に高まったことから、7月31日、岐阜県独自の第二波非常事態宣言が発出されました。

名古屋由来及び若者の感染拡大が顕著な状況にあり、夏休みの感染予防対策やお盆期間中の帰省等に関する慎重な判断が呼びかけられたところでもあります。

また、一方では、国内の観光需要を喚起する目的の「Go To キャンペーン」が7月22日から開始され、人の動きの活発化と感染防止対策の両面に向け、店舗・事業者等の皆様には、利用者に明示するステッカーの貼付、すなわち貼付けを初め、徹底した予防対策に尽力をしていただきました。

そうした真摯なお取組により、岐阜県ではお盆明け頃より、新規感染者数は徐々に減少に転じ、9月1日には第二波非常事態宣言が解除されるに至りましたが、引き続き緩みない感染予防対策が求められております。

また、感染者や医療従事者等への差別や偏見を払拭し、思いやりと感謝の心を持っていただくよう、知事及び県内の全市町村長名による、ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が発出されました。郡上市は、今日現在でも、おかげさまで、いまだ感染者が確認されておられませんけれども、コロナの危険性は、常に身近に潜んでおります。感染しない、感染させないための対策はもとより「コロナ・ハラスメントゼロ」に、市を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

3つ目でもありますけれども、去る8月9日日曜日に、一般国道156号大和改良工事の完成式典を、中部地方整備局と共催で執り行いました。当日は、市議会から議長、副議長及び関係議員の皆様を初め、本工事に多大な御高配を賜りました地元国会議員、県議会議員の皆様方にも御臨席を賜りました。

一般国道156号大和町上剣から白鳥町中津屋間は、急峻な山と長良川に挟まれ、斜面崩落や落石、豪雨による路面崩落等のリスクが高く、区間内の山側の多くが土砂災害特別警戒区域に指定をされております。また、屈曲した道路線形により見通しの悪いカーブが続くなど、車両の通行に支障を来したり、重大な交通事故を起こしたりする恐れもありました。

これらの解消に向け、国においては平成元年に道路改良の事業化が決定され、以降、四半世紀を

要し、総事業費約81億円をかけた道路改良は、延長2.6キロメートルの全線が、ようやく開通するに至りました。この間、国・県の関係機関の御尽力、御支援並びに地権者及び地元の皆様の御理解、御協力を賜りましたことに、心から深く感謝の意を表するものであります。

一般国道156号は、郡上市の交通の大動脈であります。整備いただきました貴重な財産を活かし、市民の安心安全な生活の確保はもとより、物流の円滑促進、交流人口の増進等、地域の発展につながることを期待いたしております。

4つ目、最後でありますけれども、今年の夏の郡上おどり、白鳥おどり並びに白鳥の拝殿踊りについてであります。

新型コロナウイルスの感染予防に向け、全ての開催日程が、いずれも見合わせられたところでありますけれども、インターネットのライブ配信等により市民の皆様を初め全国の踊りファン、さらには海外にも本場の歌とおはやしと踊り、そして、その臨場感が届けられました。

長い間続いてきた歴史と伝統を絶やしたくないという各踊り主催者の知恵と工夫によるものであり、ピンチをチャンスに変えるお取組であったと存じます。白鳥おどり及び白鳥の拝殿踊りは、去る8月29日に、郡上踊りは先週の9月5日土曜日に、踊り納めとして今年のライブ配信等が終了いたしました。各踊りの伝統と地元の熱い思いは必ずや来年につながり、そして一日も早いコロナ終息への強力な祈りとなったことと存じます。

インターネット配信については、配信する側のみならず、離れた場所からも参加いただいた皆様との協同作業でもあり、心から感謝を申し上げるものでございます。この新たな取組には、多くの方々からいろいろな声が寄せられておりますけれども、それらを参考に、今後の郡上の魅力づくりに十分活かしてまいりたいと存じます。

また、踊り以外にも、今年ならではの郡上の夏の創出・演出に御尽力いただきました市内の事業者等の皆様または地域づくりの皆様方にも、感謝と御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、概要を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で36件であります。専決処分の承認が3件、条例の一部改正に関するものが2件、令和元年度決算認定関係が22件、令和2年度補正予算関係が8件、その他1件であります。

まず初めに、議案第99号から議案第111号までは、さきに専決処分をいたしました郡上市国民健康保険税条例等の2件の条例の一部改正並びに令和2年度郡上市一般会計の補正予算について承認を求めるものであります。いずれも新型コロナウイルス感染症関連で速やかな実施を要する案件として、専決をさせていただいたものであります。

次に、条例の一部改正関係であります。

議案第102号は、郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

いわゆるデジタル手続法の施行による住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、すなわち、いわゆるマイナンバー法でございますが、この法律の一部改正に伴い、住民票の除票の写しの交付等の制度的位置づけの明確化及びマイナンバー通知カードの廃止がなされたことにより、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第103号は、郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

まん真ん中広場にシャワー棟を設置することに伴い、シャワー棟のシャワー室の使用料について、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第104号から議案第125号までは、令和元年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの22会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と尾村監査委員におかれましては、7月2日から8月7日までの間で、延べ16日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認から現地確認まで、精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、令和元年度の決算に基づく一般会計等、すなわち普通会計の実質公債費比率は12.4%となり、平成30年度の12.7%と比較して、僅かではありますが0.3ポイント改善をいたしました。これは主に、これまでの地方債の発行抑制や繰上償還による財政の健全化に取り組んできた結果で、平成31年度の元利償還金が、フローベースで減少したことによるものであります。

一方、市債残高ベース、すなわちストックベースでの将来負担比率は、令和元年度決算では85.3%となり、平成30年度の69.5%と比較して、15.8ポイントの増加となりました。これは、市債の現在高、それ自身は減少したものの、一方で償還能力を示す基金の現在高及び標準財政規模が減少したことにより、将来の負担感が増したというものでございます。

今後とも、必要な事業の推進を図りつつ財政の健全化に取り組み、将来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきますけれども、慎重な御審議の上、認定を頂きますようお願い申し上げます。

議案第126号から議案第133号までは、令和2年度郡上市一般会計を初め、全部で8会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず歳出でありますけれども、去る3月18日、美濃太田駅構内で起きました長良川鉄道の脱線事故を契機として、全線にわたる点検により緊急工事を行うための沿線市町補助金の増額に伴い、長良川鉄道支援対策事業に2,851万2,000円、ワーケーション推進に向けてのニーズ調査及び誘致用の宣伝資材の制作等に係る委託費として、ワーケーション推進事業に2,202万2,000円、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響で、閉じ籠もりがちとなっている高齢者の外出を支援するとともに、タクシー等事業者の経営の安定化を目指した経済対策として、高齢者タクシー等利用助成事業に823万2,000円、国の特別定額給付金の対象外となった、4月28日以降の新生児への商品券支給に係る新型コロナウイルス対策赤ちゃん応援特別事業に2,100万円、コロナ禍が及ぼす農作物の生産意欲の減退を防止し、次年度への生産継続に向けた資材等の経費を支援する農作物次期作支援事業に344万円、郡上市産材使用率が9割以上の新築住宅及びリフォームに対する補助金の増額に伴い、郡上市産材住宅建設等支援事業に200万円、売上が減少しているお土産等の小売り・製造をする観光事業者を支援する新型コロナウイルス観光緊急対策事業に961万6,000円、県内の医療従事者等への応援に併せ、市内観光事業の消費拡大を促す新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援事業に800万円、観光立市郡上の推進に係るスノーリゾート事業を支援する、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業に851万6,000円、大和町島奥田洞谷周辺地区の避難者に対する、避難先の住宅支援に要する経費としての避難者住宅支援事業に482万8,000円、小学校及び中学校の新型コロナウイルス感染予防対策に係る学習指導体制及び環境・施設等を整備する学校管理事務経費に、小・中学校を合算し3,800万3,000円、学校校舎等整備事業に、同じく小・中学校を合算し1億3,141万7,000円、6月30日から7月13日にかけて発生をいたしました梅雨前線豪雨災害による農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の災害復旧工事の増額に伴いまして、単独災害復旧事業に6,487万円、現年補助災害復旧事業に1億6,850万円等を、それぞれ増額補正をし、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域振興推進事業（特例分）等、事業の中止に伴うもの等6,479万9,000円を、逆に減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9億5,379万4,000円、まち・ひと・しごと創生寄附金、これは企業版ふるさと納税であります、これに800万円、小学校及び中学校の新型コロナウイルス感染予防対策として環境・施設等整備に係る国県支出金が、合わせて2,324万6,000円、農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の災害復旧費に係る分担金が、合わせて389万7,000円、国県支出金が、合わせて9,996万6,000円、災害復旧費寄附金301万円、災害復旧債が、合わせて9,560万円等を、それぞれ増額補正し、また財源振替等に伴う基金繰入金の減に伴い、財政調整基金繰入金を7億19万2,000円、新型コロナウイルスの影響による事業中止に伴う地域振興基金繰入金等を917万6,000円、それぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳出・歳入それぞれ、増加、減少要因等を総合いたしまして、6億1,437万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず国民健康保険特別会計では、令和元年度の保険給付費等の交付金の確定に伴う精算により、

岐阜県への償還金等2,158万8,000円の増額、また、同会計の直営診療施設勘定では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う診療所の環境整備等582万9,000円の増額、介護保険特別会計では、令和元年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び基金積立金1億595万6,000円の増額、介護サービス事業特別会計では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設の備品・環境整備等1,393万9,000円の増額、鉄道経営対策事業基金特別会計では、長良川鉄道の運用基金及び協力基金の定期利率の確定に伴い17万4,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、令和元年度の岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による一般会計繰出金141万9,000円の増額、高鷲財産区の特別会計では、自治会連合会高鷲支部が実施する多世代型交流施設の設備整備に対して助成をするために、一般会計の繰出金62万1,000円の増額、郡上市病院事業会計では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う病院施設の備品・環境整備等に3,887万7,000円の増額等、それぞれ歳出・歳入について補正をするようお願いするものであります。

最後ですが、議案第134号は、市内小学校、中学校の学習者用パソコンの購入に係る物品売買契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関し5件の報告、先ほども申し上げましたが、令和元年度の郡上市の財政健全化判断比率等の報告、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告がございます。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和2年9月8日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

◎議案第99号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程3、議案第99号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第99号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、

令和2年7月27日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

議案書のほうは、おめくりいただきますと、改め文と新旧対照表が載っております。添付資料のほうで説明をいたしますので、資料のほうを御覧ください。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に関わる国民健康保険税減免申請書の提出期限の特例を規定し、附則に追加するものでございます。

減免申請書の提出期限は、現行では納期限7日であるものを、特例として市長が別に定める期限（令和3年3月31日）とします。

改正及び専決処分する理由としましては、今回、減免の対象となる保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるものとなっております。現行の規定では、遡っての適用はできないことから、特例を規定し遡及適用するための改正でございます。

また、国から対処の指示もあり、ホームページや広報等にて掲載し周知を行ってきておりますが、国民健康保険税の本算定決定通知を8月の中旬に発送いたしました。それに伴いまして、申請案内も行いまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している被保険者に対し、速やかに減免を行うための専決処分としました。

減免の概要について御説明いたします。

根拠法令は、国民健康保険税条例第24条の3の国民健康保険税の減免と、市税の減免取扱要綱の附則にあります新型コロナウイルス感染症に関わる減免の特例であります。

減免対象及び減免額につきましては、一つには新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯は全額減免となります。重篤な傷病とは、症状が重く1か月以上治療を要する状態を言います。

2つ目には、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる世帯であり、その要件は3つあります。

まず1つには、事業収入等減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。あと、2つ目には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額が1,000万円以下であること。3つ目には、減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に関わる所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。1から3までの全てが該当する世帯であります。

裏面をお願いします。

減免額の計算式が示してありまして、対象保険税額に減免または免除の割合を乗じたものが保険税減免額となります。表2には、前年の合計所得額に応じた減免または免除の割合が示してあります。減免の対象となる保険税は、令和元年度分の第9期、第10期と、令和2年度分については前期

であります。令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているものであります。

新旧対照表を御覧ください。

郡上市国民健康保険税条例の附則に、新型コロナウイルス感染症に関わる国民健康保険税減免申請書の特例としまして19、新型コロナウイルス感染症の影響により、第24条の3の規定による国民健康保険税の減免を受けようとするものの、申請期間は同条の3第2項の規定に関わらず、市長が別に定める期限とすることができるを加えます。

以上、この条例は交付日から施行し、この条例による改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第99号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第99号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第100号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程4、議案第100号 専決処分した事件の承認について（郡上市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第100号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市介護保険条例の一部を改正する条例）。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月27日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

議案書のほうは、改め文と新旧対照表がついております。添付の資料が後ろについております。そちらのほうで説明をいたしますので、お願いします。

まず、改正理由については、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少したこと等によります第1号被保険者の介護保険料の減免申請期限について、例外的な遡及適用を行うためのものであります。

その経緯としましては、一つには、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、一定の要件の下に介護保険料の減免を行った場合には、保険者に対する国の財政支援が行われることになりました。

2つ目には、財政支援の対象となる減免措置は、市町村の介護保険の第1号保険者について、介護保険法第142号の規定に基づき、定める条例によりまして、市町村が行った減免措置とされております。

3つ目には、市においては、郡上市介護保険条例第15条において減免規定を設けております。しかしながら、現行の条例では普通徴収においては納付期限前7日まで、特別徴収においては前々月の15日までと、それぞれ申請期限を設けており例外的に減免の遡及適用を認めるための条例改正が必要になりました。

対象につきましては、65歳以上の第1号被保険者、1万5,021人でございます。令和2年4月1日の現在の数字でございます。介護保険料としましては、令和元年度第6期分及び令和2年度の第1期から第6期分までが該当します。

市民の周知につきましては、広報郡上にて、国の示す減免制度の概要について掲載し、7月に令和2年度介護保険料本算定の案内通知に併せまして、減免対象者申請方法等を案内した文書を同封し、8月から申請受付を開始しております。

減免対象について、御説明をいたします。

1つには、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った65歳以上の第1号保険者であります。重篤な傷病とは、新型コロナウイルスの感染症の症状が重く、2か月以上の治療を要する場合を言います。

裏面をお願いします。

2つ目には、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件、アとイがありますが、両方に該当する第1号保険者であります。アとしましては、事業収入等いずれかの減少額、その減少額は、保険金損害賠償等により補填される金額を控除

した額になりますが、その減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。イとしては、減少することが見込まれる事業収入等に関わる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることが条件となります。

減免割合については、（１）の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病である場合、減免の対象となる介護保険料の全額が免除され、２番の主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれる場合は、枠の中に示しますとおり、前年の合計所得額が200万円以下の場合は、減免割合は10分の10、200万円を超える場合は、10分の8と減免割合になっております。

新旧対照表を御覧ください。

附則に、新型コロナウイルス感染症に関わる保険料減免申請の特例第17条としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により第15条第１項の規定による保険料の減免を受けようとする申請期限は、同条第２項の規定に関わらず、市長が別に定める期限とすることができるを加えます。

以上、この条例は公布日から施行し、この条例によります改正後の郡上市介護保険条例の規定は、令和２年２月１日から適用するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第１００号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第１００号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第１００号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第１００号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第101号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程 5、議案第101号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第101号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））でございます。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年8月6日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計の補正予算書（専決第3号）です。

1ページをお願いします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億7,827万2,000円とする。予算の詳細につきましては、お配りしております別添の事業概要説明一覧表にて御説明をさせていただきますので、お開きをください。

事業概要説明一覧表を御覧ください。

1ページをお願いします。

歳入ですが、16款国庫支出金で総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。7,880万円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度の充当による増でございます。

それから、17款県支出金でございますが、総務管理費県補助金、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金、120万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金の4月30日専決分のテイクアウト支援事業への交付決定によるものでございます。

20款繰入金でございます。財政調整基金繰入金、500万円の減額。4月30日専決分のテイクアウト支援事業に対する一般財源の減に伴いまして、財源組替えを行うものでございます。

歳入合計としまして、7,500万円の増額でございます。

続きまして歳出ですが、6款商工費商工会活動事業でございます。1,500万円の増額。テイクアウト用弁当購入支援事業の申請者の増に伴う増額でございます。当初1,000件を予定しておりましたが、4,000件を見まして、1,500万円の増額をするものでございます。テイクアウト購入全額の

20%相当の商品券を配布するものでございます。

もう1つは、財源更生としまして、テイクアウト用弁当購入支援事業、これ4月30日の専決予算分ですが、これに対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金の充当によります、一般財源の減でございます。

もう1つは、事業名称ですが、同じく新型コロナウイルス商工緊急対策事業でございます。6,000万円の増額でございます。郡上市新型コロナウイルス感染症対応応援事業及び郡上市事業者販売促進応援事業の実施による増額でございます。

①としまして、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施する事業者の支援で5,500万円でございます。感染症防止対策の設備導入、資材等の購入経費に対するものでございます。対象経費の2分の1、1万円以上20万円までを支援するものでございます。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が実施する販売促進に係る経費の支援でございます。500万円でございます。対象経費の2分の1、10万円までを支援するもので、事業継続、それから売上向上等の経費に対するものでございます。

歳出合計としまして、7,500万円の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第101号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第101号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

◎議案第102号及び議案第103号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程6、議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について及び日程7、議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

議案第102号を総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案102号をお願いいたします。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による。いわゆる、デジタル手続法でございます。

住民基本台帳法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、これの一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正文、改め文が4ページほどあります。その後、新旧対照表が4ページほどありますが、添付の資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例についての資料でございます。

まず、改正の背景といたしましては、ここに記載のように行政手続等の利便性の向上ですとか、行政運営の簡素化、効率化を図るもので、行政のデジタル化を促すものでございます。これによって、国や地方公共団体、民間の事業者、国民、その他のものが、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会を実現したいというものでございます。

右いきまして、このため、先ほど申しましたようにここに記載のとおり、デジタル手続法、これが令和元年5月24日に成立をしております。これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律をはじめとしまして、79の法律の改正が一括で行われたものでございます。

その右で、この79の法律の中に、住民基本台帳法ですとか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の改正が含まれる。

主な内容としまして、1つ目には、国外に滞在する日本人の増加によりまして、国外転出者の本人確認情報の公証が必要となっております。戸籍の附票の記載事項の追加ですとか、記載された本人情報の保存、提供法を明記されたものでございます。これが住民基本台帳法です。

2つ目に、個人の識別や認証を将来にわたり実現することや、過去の居住関係の公証が必要な土地所有問題等への対応としまして、住民票や戸籍の附票の除票を150年間保存することとしたものでございます。これも、住民基本台帳法です。

もう1つは、個人番号カードへの移行の拡大を図るために、通知カードの廃止を行ったということで、これはマイナンバー法のほうでございます。

5ページのほうの下段に、参考としまして、見ていただきますと、用語の若干解説を加えております。

まず住民票としましては、住民基本台帳法に基づきまして、人の居住関係を公証する住所、氏名、生年月日、性別、本籍地等を記載している公簿でございます。

写しとは、その証明として交付するものでございますし、住民票記載事項証明とは、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報を証明したものでございます。

住民票の除票とは、住民票の記録から抹消されることをいいます。転出、死亡などにより住所の異動先や死亡年月日が記載されたものが除かれて保管されたものでございますし、戸籍の附票とは、本籍地、市町村において、戸籍の原本と一緒に保管されている公簿で、その戸籍が編製されてからの住所の異動が記載されたものでございます。

戸籍の附票の除票とは、戸籍が婚姻や死亡などにより消除されて全員除籍となった場合において、戸籍の附票も除かれて保管されたものでございます。

よろしく申し上げます。

では、1ページお戻りいただきまして、改正の概要でございます。

郡上市手数料条例の一部改正ですが、1つ目としては、ここに記載のとおり、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写し等の交付が法律化されたということで、交付に際して手数料を徴収するための手数料条例の改正を行うものでございますし、2つ目は、通知カードの新規交付及び再交付が廃止されることになりましたので、再交付に際しての手数を徴収するための手数料条例の改正を行うものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、2ページをお願いします。

郡上市の手数料条例、別表第1の改正内容でございます。

まず1つ目には、事務内容の2に関しまして、手数料の名称で、住民票の写し等としていたものにつきまして、不正に取得し利用する事件の発生を受けまして、事務の内容に関しまして、下記の表に記載のとおり詳細に記載することとなったため、また、住民票記載事項証明書については、字

句の訂正を行うものでございますので、よろしくお願いします。

それから、次の２番目ですが事務内容３に関して、住民票の除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付事務について、本人請求の除票の写しまたは除票記載事項証明書など下記記載の事務内容、それから手数料の名称、単位及び金額を新旧対照表——右側にありますけども——のとおり追加するものでございます。

それから３つ目に事務内容４としまして、上記項目の３の追加によりまして、住民票の写し、広域交付手数料について、事務の、すみませんこれ種類と書いてございますが、内容の間違いでございますので、訂正させていただきます。申し訳ございません。事務の内容が３から１段繰り下がり、４とするものでございます。

それから、４つ目に事務内容５に関しまして、上記事務内容３の追加によりまして、ここもすみません申し訳ないです、間違いですが、事務の内容というふうでお願いします。事務の内容が、４から１段繰り下がり５とすること及び戸籍の附票の写しの交付について、引用先の法改正によりまして、下記に記載のとおり、戸籍の附票に記載されているものと事務の内容における申請者の明確化と手数料の名称と戸籍の附票の写し、名称を、戸籍の附票の写しとするものと字句の訂正を行うものでございます。

それから、４ページをお願いいたします。

５番目に事務内容の６に関しまして、戸籍の附票の除票の写しの交付を規定する法第２１条の３が新設されたことによりまして、下記記載の請求に対する手数料１通当たり３００円ですが、これについての追加を行うものでございます。

それから６番目に事務の種類１５に関してでございますが、マイナンバー法において、個人番号の指定及び通知を規定する第７条第１項で規定されている通知カードによる個人番号の通知が廃止をされましたので、通知カード再発行手数料を削除し、引用条文及び字句の訂正を含め、個人番号カード再交付手数料を事務内容の２から１に繰り上げるものでございます。

なお、新生児等新たにマイナンバーが付番される場合におきましては、個人番号通知書というのが今度から郵送されるものでございます。

また、最後のページには、通知カード廃止後の取り扱い等について資料を添付しましたので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 議案１０３号の説明をお願いします。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 議案第１０３号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

郡上市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、美並町のまん真ん中広場、こちらにシャワー棟を新設することに伴い、使用料の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正点は、左側の新しい欄でございますが、別表中、まん真ん中広場にシャワー室を加えるとともに、シャワー室の1人1回当たりの使用料を110円と定めるものでございます。

資料としまして、その次にシャワー棟の平面図、立面図等を添付しておりますので、御覧ください。

建物は、木造平屋建てでございますが、左上の平面図にありますように、シャワー室は男女それぞれ各5室といたしました。

本シャワー棟の整備事業でございますけれども、国の地方創生拠点整備交付金を活用しまして、去る3月補正で予算化をお認めいただき、現在整備を進めているところであります。工期は9月30日というふうにしております。

なお、1人1回当たりの使用料は高鷲吼高原スポーツ広場に同様のシャワー室がありますので、その使用料と同額の110円としました。

2枚目の改め文のほうに戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。

本条例の施行日は、施設の供用開始を予定しております令和2年10月17日からといたしております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第104号から議案125号まで（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程8、議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程29、議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第104号から議案第125号まで、今回決算認定に付する全22会計の議案の表題につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 令和元年度

郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 令和元年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号 令和元年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 令和元年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 令和元年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 令和元年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 令和元年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 令和元年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 令和元年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものとございます。

令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、続きまして、令和元年度の決算総括表というものを御覧いただきたいと思っております。お配りさせていただいております、A3の縦の表で全22会計につきましての総括表でございます。予算現額、それから歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引きを一覧の表にしたものでございます。各会計ごとに歳入決算額と歳出決算額を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計、歳入303億7,838万7,280円でございます。歳出決算額が291億2,716万1,756円。

国民健康保険特別会計、歳入決算額が47億9,727万1,277円、歳出のほうが46億4,652万1,178円。直営診療施設勘定が、4億3,591万9,488円、歳出が3億9,319万6,723円。

下水道事業特別会計の歳入が、24億132万4,226円、歳出が21億6,449万4,090円。

介護保険特別会計の歳入が、43億4,406万9,209円、歳出が42億3,874万2,312円。

介護サービス事業特別会計の歳入が、7億3,583万771円、歳出が6億9,521万5,789円。

駐車場事業特別会計が940万150円、歳出のほうが547万1,357円。

宅地開発特別会計歳入が、44万9,981円、歳出が44万9,260円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、歳入が4,373万4,527円、歳出が2,011万5,244円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入が130万403円、歳出が130万403円。

後期高齢者医療特別会計、歳入が5億8,510万8,495円、歳出が5億7,881万6,963円。

小水力発電事業特別会計、歳入が3,550万490円、歳出も同じく3,550万490円。

工業団地事業特別会計、歳入が2億3,688万8,494円、歳出が2億3,654万8,680円。

大和財産区特別会計、歳入が1,864万8,995円、歳出が588万2,370円。

白鳥財産区特別会計、歳入が954万6,747円、歳出が754万5,880円。

牛道財産区特別会計、歳入が847万8,625円、歳出が69万3,546円。

石徹白財産区特別会計、歳入が3,440万7,937円、歳出が2,534万3,530円。

高鷲財産区特別会計、3,695万9,539円歳入でございます、歳出が2,289万2,536円。

下川財産区特別会計、歳入が635万4,288円、歳出が195万8,118円。

明宝財産区特別会計、歳入が2,930万5,351円、歳出が2,282万7,320円。

和良財産区特別会計、歳入が1,562万1,461円、歳出が993万7,220円でございます。

一般会計と特別会計との合計が、歳入の合計ですけれども、441億6,450万7,734円、歳出の合計につきましては、422億4,061万4,765円でございます。

続きまして、水道事業会計ですが、収益的収支が、歳入決算額としまして、12億6,308万5,669円、歳出のほうが11億7,034万4,847円。資本的収支のほうですが、歳入のほうが4億2,907万2,280円、歳出が10億6,228万4,202円。

続きまして、病院事業会計の収益的収支ですが、歳入決算額として40億7,176万3,804円、歳出のほう43億4,625万2,291円、資本的収支の歳入の決算額が3億2,290万4,000円、歳出のほう6億1,696万7,275円でございます。

総括表におきまして、歳入決算額と歳出決算額を申し上げました。

このほかに、決算を審議していただく資料といたしまして、監査委員御提出の決算審査意見書とともに、種々の資料を用意させていただいております。

決算書といたしましては、一般会計の歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書、それから水道事業会計の決算書と病院事業会計の決算報告書を提出させていただいております。

さらに資料としまして、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概況、同じく主な事業報告、決算資料、水道事業会計決算附属書類、病院事業会計決算附属書類の1と2を提出させていただいております。

それぞれ御確認をいただきながら御審議いただきたいというふうに思います。

なお、昨年度までの決算資料と参考資料につきましては、重複した資料があったことや主な事業報告の様式を変更して資料を不用とすることに議員の皆様方の御理解をいただきましたので、決算資料1冊に集約をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ただいま、説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

代表監査委員 大坪博之君。

○代表監査委員（大坪博之君） 令和元年度決算審査報告。

令和元年度決算の審査の結果につきまして、令和元年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、令和元年度郡上市公営企業会計決算審査意見書、令和元年度郡上市財政健全化判断比率等に関する審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から御報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月2日から8月7日まで、決算調書及び書類審査を14日間、また現地審査を2日間の合計16日間にわたり尾村忠雄監査委員と2人で実施しました。

財政状況の厳しい中で、実質公債費比率は昨年度より0.3ポイント改善され、12.4%となりましたことは、努力された結果があらわれていると認識いたしました。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております令和元年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりとなっておりますので、お目通しください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などにつきましても、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますが、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていることを認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりであります。

36ページをごらんください。

それでは、御説明申し上げます。

令和元年度の財政状況は、暖冬で降雪が少なかったことにより除雪対策費の減や災害復旧費の工事請負費が減となったが、社会教育施設費の文化施設整備事業の増や、小中学校の空調設備設置に

伴う学校管理費の増などにより、支出済総額は、前年度より1億5,108万円の増額となっている。一般会計歳入総額303億7,839万円と特別会計歳入総額137億8,612万円の合計441億6,451万円から一般会計歳出総額291億2,716万円と特別会計歳出総額131億1,345万円の合計422億4,061万円を差し引いた形式収支は19億2,389万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越しすべき財源2億6,689万円を控除した実質収支も16億5,700万円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は3億1,480万円の黒字となっている。

令和元年度一般会計の地方債発行額については、前年度に比べ1億3,860万円の減となる31億7,620万円となっており、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く通常債新規発行額は24億810万円と前年度に比べ8,660万円の減となっている。また、40億5,324万円を元金償還しており、令和元年度末の地方債残高は、前年度よりも6億9,063万円減少し、325億3,892万円となった。

普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいが、前年比1.2ポイント減少し87.8%となり、実質公債費比率は前年比0.3ポイント減少し12.4%となっている。また、将来負担比率は15.8ポイント上昇し85.3%となっています。

基金の残高としては、財政調整基金は19億5,477万円で前年度と比べ3億3,853万円の減となっており、減債基金は3,899万円で前年度と比べ7万円の増となっている。

基金全体の残高合計は73億25万円となり、前年度より14億839万円の減となっている。

市税は、前年度より3,965万円減となっているが、これは人口の減少により個人市民税が減となったことが影響しているものと考えられる。

市の債権の収納状況については、徴収嘱託員が臨戸訪問し現年度分を中心とした徴収をするなど、きめ細やかな徴収体制が確立されており、現年度分は昨年同様の98.88%の収納率となっており、滞納繰越分の収納率は前年度に比べ2.32ポイント減少し17.77%となっている。

国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者分を合わせた収納率は、現年度分が0.02ポイント上昇し95.21%となったが、滞納繰越分は1.62ポイント減少し20.08%となり、2億5,189万円と大きな滞納額となっている。

また、学校給食費は、現年分、滞納繰越分とも滞納額は減少しているが、住宅使用料の滞納繰越分は増加している。

昨年度の決算審査において、現在の所管部署の範囲を超えて、滞納者の税や使用料などを一元管理する専門の部署の新設について指摘させていただいたが、令和2年4月に総務部税務課内に新たに債権管理室が設置された。これにより、全庁的な市債権の管理と回収対策が強化され、市の債権管理等の一層の適正化が図れるものと期待される。

市の公共施設においては、令和2年3月に公共施設適正配置計画が策定され、今後10年間の重点的な取組が示された。今後は公共施設の維持管理コストや投資効果が最大限に発揮できるよう、当

計画に基づき、適正な管理をすすめるよう取り組んでいただきたい。

新型コロナウイルス感染症により、市内の経済は大きな影響を受けており、来年度の税収にも大きく影響すると考えられる。人口減少が進む中、また限られた職員数の中で限られた財源を有効に活用していくため、引き続き予算編成に当たり、研究・検討をいただきたい。

以上で、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とする。

それぞれに、改善・検討され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市となるよう、御尽力をいただきたい。

以上で、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。

続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして、御報告を申し上げます。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、令和元年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されておりますので、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計について若干個別に御説明を申し上げたいと思います。

まず、病院事業会計につきまして、審査意見を申し上げます。

14ページを御覧ください。

両病院とも前年度に引き続き赤字決算となり、大変厳しい状況となっている。

業務の実績については、入院患者数は、両病院とも減少しているが、郡上市民病院は一般病床の入院患者数は増加している。外来患者数は、両病院とも減少している。

年間の病床利用率は、郡上市民病院が88.8%で、前年度と比べ1.5ポイント上昇している。国保白鳥病院が55.9%で、昨年度と比べ6.1ポイント減少している。両病院とも、今後の動向が気にかかるところであります。

設備の充実については、郡上市民病院では中央監視システムの更新など1億1,055万円の施設整備が行われ、超音波画像診断装置や手術台などの医療機器の更新が行われた。

国保白鳥病院では、超音波画像診断装置の更新等で1,461万5,360円の医療機器等の整備が行われました。

医療の充実を図るために、医療機器の更新を行い、より高度な医療をすすめるためには、最新の技術を駆使した医療機器の導入が必要な措置と考えるが、経営状態を見ながら計画的に整備を進められたい。

財務比率を見ますと、経常収支比率は郡上市民病院が92.71%と前年度と比較し2.43ポイント減少し、国保白鳥病院が95.18%と前年度と比較し1.27ポイント減少しており、両病院とも経営状況

は悪化しております。

医業収支比率は、郡上市民病院が2.13ポイント減少し90.51%、国保白鳥病院が1.26ポイント減少し81.04%となっています。

固定比率は、依然として高いままである。特に、国保白鳥病院は非常に高い状態でありますが、減価償却により徐々に比率が下がっております。

流動比率は、両病院とも理想比率である200%を下回っており、年々減少しております。

自己資本比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率である50%を大きく下回っているが、国保白鳥病院は僅かに上昇している。

未収金については、入院訪問介護報酬居宅療養に係る窓口負担分とその他未収金が減少しているが、外来の窓口負担分と保険が増加しており、総額では前年度に比べ1,146万1,144円増となっている。

受益者負担の公平性の観点からも現年度分の未収金の原因を分析し、新たな未収金の発生を防止するための対策を講じることが肝要である。

令和元年度は、郡上市民病院においては外科、小児科医師の各1名が増員となり、耳鼻咽喉科医師の常勤化により、収益は増加したが依然厳しい状況にある。国保白鳥病院においては、医師の支援体制は順調に推移しているが、入院外来患者数、訪問介護ステーション利用者数の減少により収益は減少している。

刻々と変化する社会情勢の中で、進むべき方向を見誤ることなく進んでいくことは、決して容易ではないが、両病院とも地域の中核的な施設として、サービスの向上とコストの縮減に努めるとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められたい。

以上が、令和元年度病院事業会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民に欠かすことのできない施設であります。病院・病床機能の役割分担など課題はありますが、公立病院経営が順調に推移していくことを期待しています。

次に、水道事業会計につきまして審査意見を申し上げます。

27ページを御覧ください。

令和元年度の業務実績は、給水人口、年間排水量ともに減少となったが、給水戸数が僅かに増加している。

有収率は、前年度の82.0%から81.8%となり、0.2ポイント減少している。これは、施設の老朽化が主な要因である。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は、140円20銭、100.96%で

前年度とほぼ同水準であったが、営業費用は255円88銭、105.8%となり、1立方メートルの水道水を供給することで115円程度の給水損失となっている。これは、老朽化した施設が多いため、採算性が悪化していることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える107.92%となっている。

未処分利益剰余金は8,048万円となり、昨年度より3,059万円、61.33%増となり、前年度に引き続き黒字経営となっている。引き続き、経営努力に取り組まれない。

次に、流動比率を見ると、174.00%となり、昨年度に引き続き200%を下回ることとなった。これは、簡易水道事業償還金の影響によるもので、今後財政状態の改善が望まれる。

給水収益の未収金の過年度分が減少し、当年度分の収納率は99.5%となり、昨年度より0.01ポイント向上している。今後も、未収金の新規発生を防ぐとともに、さらに過年度分の回収に努力されたい。

簡易水道事業を統合し、市内1水道となったことにより、40の給水区域と約900キロメートルの水道管路の維持管理が必要であり、今後、郡上市水道事業ビジョンにより計画的に更新が行われることとなるが、水道事業を取り巻く環境は、人口減少に加え、節水機器の普及などにより、ますます厳しくなることが予想される。今後、適正な料金の見直しを視野に入れて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和元年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後に、財政健全化判断比率等に関する審査、公営企業会計決算書等における資金不足比率に関する審査について御報告申し上げます。

後に報告されることとなっていますが、健全な財政運営に向かって努力された結果といたしまして、将来負担比率は85.3%と昨年度より15.8ポイント上昇しておりますが、実質公債費比率が昨年度より0.3ポイント改善され12.4%であり、良好な財政運営の努力がうかがえます。実質赤字比率、連結赤字比率の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれていませんので、財政的な心配はないと思いますが、公営企業等の資金不足比率は、病院事業会計において医療従事者の確保対策に伴う医師及び看護師の増により、人件費が増加したことが要因となり、資金不足が発生しています。

それ以外の会計は、資金の不足額なく算定されたことから、これらの事業の経営の健全性は保たれていると伺えます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（山川直保君） 詳細な報告をいただきました。ありがとうございました。長期間にわたり膨

大な量の審査をいただき、また御苦勞様でございました。監査委員のお二人には感謝を申し上げますとともに、心から敬意を表するものであります。

今回指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第104号から議案第125号までの22議案につきましては、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号から議案第125号までの22議案は、16名の委員で構成する、決算認定特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

なお、質疑については、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

ただいま設置されました、決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第104号から議案第125号までの22議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されています議会の権限について、決算認定委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託いたしました、22議案につきましては、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限を、決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分を予定いたします。

よろしく申し上げます。

（午前11時20分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 11 時 30 分）

◎議案第126号から議案第133号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程30、議案第126号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから日程37、議案第133号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第126号から議案第133号まで8会計の補正予算案の議案につきまして、読みあげさせていただきます。

議案第126号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議案第127号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第128号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第129号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第130号 令和2年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、議案第131号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第132号 令和2年度郡上市高鷺財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第133号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について、上記について地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりを頂きまして、一般会計の補正予算書第4号の1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,437万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331億9,264万2,000円とする。

2条、地方債の追加及び変更は第2表、地方債補正による。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、追加でございます。起債の目的は単独災害復旧事業でございます。6月30日から7月13日にかけての梅雨前線豪雨による災害復旧事業でございます。限度額、3,220万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

下段2、変更でございます。補正後の事項のみ読みあげさせていただきます。公共事業等補正後の限度額ですが、1億890万円、50万円の減額でございます。これは、事業費の変更によるものでございます。一般単独事業の緊急自然災害防止対策事業1億7,110万円、100万円の増額でございま

す。対象事業の変更によるものでございます。辺地対策事業 8 億 2,940 万円、50 万円の増額でございます。事業費の変更によるものでございます。補助災害復旧事業、6,740 万円、6,340 万円の増額でございます。梅雨前線豪雨による災害によるものでございます。補正後の限度額合計が 26 億 4,390 万円で、6,440 万円の増でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありませんのでよろしくお願いいたします。

続いて、国民健康保険特別会計の補正予算書をお願いいたします。

第 1 号の 1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,158 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,989 万 6,000 円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 582 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,304 万 9,000 円とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 595 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 2,100 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書（第 1 号）を御覧ください。

令和 2 年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,393 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,120 万 3,000 円とするものでございます。

続きまして、鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算書（第 1 号）を御覧ください。

令和 2 年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 万 4,000 円とするものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,005 万 9,000 円とするものでございます。

続きまして、高鷲財産区特別会計補正予算書（第 1 号）を御覧ください。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,347万3,000円とするものでございます。

続きまして、病院事業会計の補正予算書（第2号）をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条、令和2年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第3条をお願いいたします。2 ページです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の郡上市市民病院事業会計を——第1款ですけども——これを3,004万円、それから第2款の国保白鳥病院事業会計を883万7,000円それぞれ増額をいたしまして、計のところを見ていただきますと、その合計として3,887万7,000円の増額とし、支出のほうですが第1款、郡上市市民病院事業費を3,004万円、それから第2款の国保白鳥病院事業費を883万7,000円それぞれ増額し、一番下の合計ですが3,887万7,000円の増額によりまして、補正後の事業費を一番下段右側ですが、46億3,361万6,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入のほうですが、第1款、郡上市市民病院資本的収入を3億9,428万8,000円、それから第2款の国保白鳥病院事業の資本的収入を2億2,048万1,000円それぞれ増額しまして、計ですが6億1,476万9,000円の増額とし、補正後の収入の合計を8億5,680万5,000円とし、下の支出ですが、第1款の郡上市市民病院事業の資本的支出を1,544万7,000円増額しまして、補正後の支出の合計を5億4,603万2,000円とするものでございます。

それでは5条をお願いします。

企業債で起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり補正するというところで追加でございますが、起債の目的のところでは郡上市市民病院特別減収対策企業債、限度額3億8,760万円、それからもう1つは国保白鳥病院の同じく特別減収対策企業債でございますが2億2,710万円、合計で6億1,470万円でございます。起債の方法それから利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

以上、8会計につきましての補正予算の上程でございます。それぞれ事業概要説明一覧表に明細を記載しておりますので、これを参考に御審議頂きたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保君） ただいま説明がありました、議案第126号から議案第133号までの8議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思います。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第126号から議案第133号までの8議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月9日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第133号までの8議案につきましては、9月9日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第134号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程38、議案第134号 物品売買契約の締結について（学習者用端末等機器購入）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 議案第134号 物品売買契約の締結について（学習者用端末等機器購入）、次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和2年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、学習者用端末等機器購入。契約の方法、指名競争入札による。契約金額は、9,303万2,060円。契約の相手方、郡上市八幡町新町957番地、有限会社トップス、代表取締役 鷲見幸彦。納入場所、郡上市地内、小学校21校、中学校8校。全小中学校でございます。物品の内容としましては、学習者用端末2,078台であります。

この事業は、国が示すGIGAスクール構想を実現するために、6月補正でお認め頂きました小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業の中で、児童生徒への1人1台端末を購入するものであります。

2枚目の資料を御覧ください。

議案と重複する項目は、一部省略させて頂いて説明をいたします。

まず、3番の納入期限でございますが、令和3年1月29日。

6番、物品内容です。タブレット端末、小学校が1,344台、中学校734台、合計2,078台であります。

この台数ですけれども、今回のGIGAスクール構想によりまして、国庫補助の対象となる台数、これは令和元年5月1日時点の児童生徒数の3分の2の数であり、この補助を受けて購入によって整備をするというものでございます。

それから主な仕様でございます。i P a d のタブレットというふうにOSを指定しております。

それから、ディスプレイは10.2インチ、タッチパネル機能、無線LAN、IEEE、以下のようなアルファベットとか数字が並んでおりますが、これは無線の通信規格ですとかいわゆる周波数帯域とか、通信速度の異なるものの組合せとかいうちょっと専門的なものでございますが、そういう文科省のGIGAスクール構想の標準仕様書に基づきます無線LANの規格となっております。

それから、キーボード、それからカメラ、御覧のようなものが添付されておるということで、これもGIGAスクール構想の標準仕様書に基づいておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、整備台数の内訳でございますが、今の資料の裏面を御覧頂きたいと思いますが、ここに小中学校別の整備台数を掲げておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、予算措置ですけれども6月補正でお認め頂きました、小中のそれぞれ情報通信ネットワーク環境整備事業で支出させていただきますが、契約は1本とさせていただきますと思っております。

それから、資料の3枚目を御覧頂きたいと思いますが、これはGIGAスクールi P a d 基本パッケージということで示されております基本パッケージを基に、仕様というふうにさせていただきました。

それから、最終ページ裏面でございますが、入札の結果を記載しておりますので御覧頂きたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田でございます。2、3伺いますが、これはほんとに6月議会の段階で確認させてもらえばよかったんですが、この契約段階での質問ということで申し訳ございません。

この端末は耐用年数は何年ぐらいを想定されており、その更新に当たってはどのような形で更新をしていくのか、例えば取得先は新たに考えるのか、それとも継続されていくのか、あるいは台数などは途中で故障などや破損などあった場合は、どういうふうに更新されるのかとそういう問題であります。

それからもう1点は、3年生も購入対象になっていると思いますが、小学校では6年生です、卒業学年ですから。来年度になった場合はそれは新入生に回されるのかその辺を伺いたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） まず1点目の耐用年数の件でございますが、一般的にこういうものにつ

いては5年というふうに言われております。ただ、なかなか一般的に通常の使用状況であれば5年で故障してしまうってことは、よっぽどのがないと思っておりますので6年とか7年は使えると思いますし、現在のこれまでのWindows等の端末もそうでした。ただ、これだけ多くの台数がいっぺんに更新期間を迎えますと財政的な負担を起こしますので、ここについてはこれからですが、なるべく平準化するような予算の年度ごとの大きな山とか底がないような形で、耐用年数ができる限り引っ張るといいますか、可能な限りの中で更新を図っていきたいということを思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、卒業をした子たちが使っていたものが、次どうなるかということでしょうか。

(「はい」と9番議員の声あり)

○教育次長(佃 良之君)　そうですか、基本的にはもし中学3年生が卒業すれば、また新しく入ってくる1年生とかになりますが、当然毎年度、児童生徒数が変わってきます。ただ、その設定がそれぞれの小中学校でまず使えるような設定にしておりますので、場合によっては学校間の移動をする場合も出てきたときは、その設定をし直しということもありますが、耐用年数の中で更新期限が到来する中でそういう使いまわすといえますか、そういうふうな有効活用は図っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君)　9番　野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君)　重ねてですが、取得先はそのまま更新のときも継続されていくわけでしょうか。

○議長(山川直保君)　教育次長　佃良之君。

○教育次長(佃 良之君)　更新の際の取得方法については、まだこれから検討を当然していくことですが、改めて入札等で実施させていただくということが、一般的かなというふうに思っております。

以上です。

○議長(山川直保君)　そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君)　ほかには質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第134号については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君)　異議なしと認めます。よって議案第134号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第134号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって議案第134号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。お願いいたします。

(午前11時55分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎報告第7号から報告第11号までについて(報告・質疑)

○議長(山川直保君) 日程39、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程43、報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) ただいま一括議題とされました5件の報告につきましては、地方自治法の規定により、地方公共団体が出資等50%以上支出している法人に関し、その経営状況を議会に報告するものでございます。

お手元の報告第7号からの資料として、各第三セクターの決算状況報告が添付されておりますが、資料が多量のため、報告第11号の決算状況報告の後に、A4横の資料で令和元年度第三セクター経営状況報告資料を添付しております。こちらは、各第三セクターの決算の内容をまとめておりますので、この資料に基づきまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、初めに、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

それでは、先ほどの資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

ここには、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況をまとめておりますが、上段の枠では、第三セクターの名称、所在地、設立年月日、基本財産、そして基本財産の欄には、市からの出損金、そして支出割合等を記載しております。また、役職員の数、業務内容を記載しておりますので、こちらのほうはお目通しをいただきたいというふうに思います。

説明をさせていただきますのは、次の枠にあります財務状況を中心にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この枠の左側は、貸借対照表からで、右が損益計算書からのものでありまして、単位は千円であります。

まず、右の損益計算書の枠から御説明をいたします。1行目の当期における売上高または総収入といたしまして、令和元年度は4億6,752万2,000円で、対30年度比で99.3%の状況でありました。減額の理由といたしましては、2月以降のコロナ禍による観光客の減少に伴う収益の減であったり、空き家対策基金の繰入収入、収益が減したことが主な理由でございます。

4行目の当期損益につきましては、当該年度における経常収入から経常費用等を差し引いた金額でございますが、令和元年度は1,815万8,000円で、30年度はマイナスであったものが、令和元年度はプラス決算となっております。売上高が減少したにもかかわらず、当期損益がプラスとなった要因といたしましては、旧平野酒造の再整備に関しまして、国庫補助金を経常収益として、また、経常費用としましては、完成後1か月分の減価償却費であったということから、対30年度で3,000万円ほどが増となっているものでございます。

続きまして、左の貸借対照表の枠の最上段の行を御覧いただきたいと思います。資産合計は、令和元年度は3億3,744万4,000円であり、30年度比で大きく伸びております。その要因といたしましては、商店街のにぎわい創出等の目的で、新たな商業空間として整備した平野酒造に係る建物、建築物の固定資産の増及び再整備に係る国庫補助金の増によるものでございます。

また、その下の負債合計につきましても、平野酒造開発に伴う短期、長期の借入れと再整備に係る公社独自の工事等の費用の増加によるものであります。

それと、その一番下のところでございますが、資本合計から資本金を引いた行であります。これは、繰越利益剰余金を表しております。令和元年度は1億9,827万9,000円となっております。30年度比でプラスとなっておりますが、これも、旧平野酒造における固定資産などの増によるものであります。

今年度におきましても、大変厳しい状況ではありますが、八幡市街地における主な観光施設6施設の指定管理の適正化ということと、旧平野酒造の再整備に代表されるような公社独自の投資によ

って運転資金の安定化を図っていくということでございますし、八幡市街地のにぎわい創出など市街地の活性化のための事業を推進していきたいということを伺っておるところでございます。

続きまして、報告第8号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

それでは、先ほどの資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

郡上大和総合開発株式会社の財務状況でございますが、まず右の損益計算書の当期における売上高は、令和元年度は5億6,251万8,000円で、対30年度比で99%の状況でありました。

4行目の当期損益につきましては、令和元年度はマイナス827万8,000円で、30年度より500万円ほど増加しておる状況であります。要因といたしましては、30年度に国からの交付金を受けまして整備をしました「みちしる」、これはスイーツを中心とした土産物等の販売施設であります。そこによる、いわゆる仕入れが増加したということと、この事業による修繕、改修によって減価償却費が増加したことが主な要因であると聞いております。

左の貸借対照表の資本合計から資本金を引いた令和元年度の繰越利益剰余金は、マイナス8,775万9,000円であります。当期損益も含めマイナスが増加したことは、2月以降のコロナの影響によるインバウンド客や国内客の入り込み減少、そしてフィードミュージアムのレストラン「ももちどり」での相次ぐキャンセル、そして暖冬によります「やまと温泉」のスキー客の減少、さらには、東海北陸自動車道の飛騨清見までの4車線化で、ぎふ大和PAへの入り込みが減少したというようなことで、道の駅を除く他の施設全般的に、この売上高は前年比で落ち込んだ結果であるということを知っております。

今年度も、コロナによる施設の休業と入り込みの激減、それは経営に大きなダメージを与えているところではございますが、道の駅におきましては、隣地に建設された「フェアフィールド・バイ・マリオット」のホテルとの連携、食事提供や温泉利用など、集客と収益増の相乗効果を図っていきたいということを伺っております。

続きまして、報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

資料のほうの3ページを御覧いただきたいと思います。

伊野原の郷の経営状況であります。まず、右の損益計算書の当期における売上高でございます。令和元年度は1,962万4,000円で、対30年度比で95.5%の状況でございました。

4行目の当期損益につきましては、令和元年度はマイナス500万5,000円で、30年度より2年連続のマイナスであります。要因といたしましては、伊野原の郷は、この「カルヴィライとしろ」近辺の市道について、冬期におけるこの除雪作業というものを請け負っておりまして、30年、元年と暖冬の影響でその収益が見込めなくなったということが大きなものとなっております。

左の貸借対照表の資本合計引く資本金の令和元年度の繰越利益剰余金でございますが、マイナス368万4,000円となっております。これも、ここ2年の暖冬による影響で、スキー客等が宿泊、飲食におけるこの入り込みの減少ということと、除雪作業での収益減に伴って、経営安定化のために流動資産を取り崩したことによるものでございます。

今後は、隣接するふるさとの森において、「冒険の森」が関西の民間事業者によって運営されておるわけでございますが、各種体験等の企画や、中京圏、関西方面の誘客PRを実施して、収益が上がり、互いに相乗効果が表れるよう連携を努めていきたいと考えられておられますし、また、宿泊客の少ないシーズンでは、岐阜市、名古屋市を中心に企業に働きかけ、各種研修会や会議等の誘致についても積極的なPRを行っていきたいということを伺っております。

続きまして、報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

資料の4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

阿弥陀ヶ滝観光の財務状況でございますが、損益計算書の当期における売上高は、令和元年度は5,627万6,000円で、対30年度比で110%の状況でありました。

4行目の当期損益につきましては、令和元年度は39万7,000円で、売上高、当期損益ともに30年度より増加をしております。主な要因といたしましては、平成30年度より「清流長良川あゆパーク」の体験業務を受託しており、あゆパークでの売上が順調に伸びたことによるものでございます。昨年8月には、来場者30万人を達成いたしまして、各イベントについても6月の1周年祭など、市、県と連携し、効果的な集客に努められておりますし、また、昨年の夏休みに、白鳥北部振興策としてあゆパークと阿弥陀ヶ滝を結ぶシャトルバスを白山長滝公園活性化協議委員会が実証実験をしております。今後はそのような事業と連携をして、アウトドア阿弥陀の施設利用者の増加を図るべく、体験などの観光プランの作成に取り組んでいきたいということを伺っております。

左の貸借対照表の令和元年度の繰越利益剰余金でございますが、マイナス3,069万7,000円でございます。ここ3年間、3,000万円から3,100万円台のマイナスで推移をしているところではございますけれども、元年度は当期売上高が増加したものの、短期借入金の返済により流動資産が目減りしたことで、繰越利益剰余金も3,000万円台のマイナスになったところでございます。それと、下段

のところでございますが、指定管理料につきましては、平成28年から30年度の3年間、第三セクターの再生を理由に年間180万円を支出をしておりましたが、令和元年度から、ゼロ円指定管理として運営を行っていただいております。

今年度は、コロナ禍影響による経営逼迫というものは必至であるところですが、終息を見据え、アウトドア分野など現在の実施している取組の充実などによって、経営の安定化を図ってまいりたいということを伺っております。

続きまして、報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

資料5ページを御覧いただきたいと思います。

ネーブルみなみの財務状況でございますが、右の損益計算書の当期における繰上高でございますが、令和元年度は1億716万8,000円でございます。対30年比で95.8%の状況でありました。上半期につきましては、7月、8月の台風による通行止めであったり、お盆の期間の雨天がありましたが、集客、売上高は、昨年を上回っていたということを聞いております。しかしながら、下半期の雪不足やコロナの影響により、来訪者が激減したことにより、トータル的には売上高が30年を下回った状況でありました。

4行目の当期損益につきましては、令和元年度は179万5,000円で、30年度は浄化槽の設備改修を実施したためマイナスとなっておりますが、令和元年度は大きな支出もなくプラスとなったものでございます。

左の貸借対照表の令和元年度の繰越利益剰余金でございますが、3,618万7,000円でございます。今年度につきましては、令和6年度開通予定であります東海環状自動車道西回りを見据えて、施設の改修が計画されております。観光情報の発信強化とか、地場産品の販売の充実など、サービスの向上によって集客と売上げを図っていきたいということでございますが、やはり、このコロナ禍における今までの収益の減少とか施設の改修等の負担金増によって、借入れを考えられているということでございますので、今年の経営は厳しい状態にあるということを伺っております。

令和元年度第三セクターの経営状況の報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で、説明が終わりました。質問はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 8番 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） 8番、原です。ちょっと教えていただきたいと思うんですが、今、説明して

いただいた資料の中で、1 ページなんですけど、基本財産のところ、これ、間違いでないかと思うんですが、2,570万円の右側の括弧書き、「市出損金」と、これ、出資金の間違いじゃないかと思いますが、第三セクターと書いたところの基本財産の右のほうをずっと見ていただきますと、分かりましたかな。「市出損金」となっていますが、出資金の間違いじゃないかなと。一番下のほうの③の、これも出資金の間違いでないかと思うんですが、それはちょっと確認でございます。

お尋ねしたいのは、3 ページの伊野原の郷の関係なんですけど、収支では500万円の赤字ということに、今、説明を受けたんですが、こうした場合、指定管理をお願いをしておるんですが、単年度の――出資金のこと、分かりましたかな、さっきの。部長分かったかな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○8 番（原喜与美君） いいです、もう一つの質問を。この今の500万円の赤字の関係ですが、指定管理をお願いしてある以上、単年度のこの赤字というのは、次の年にはどうなっていくのかなというのと、この伊野原については役員さんが7名お見えですが、役員報酬が、たしか420万円ほどお支払いがされておるような気がするんですが、普通ですと赤字が出るような内容のときに、役員さん、当たり前報酬を頂いてもいいものかなというようなことも思いまして。というのは、その赤字が来年度どうなっていくかなということを思いましたので、その点について分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをいたします。郡上八幡産業振興公社の基本財産のところの市からの出損金、誠に申し訳ございません、この誤植でございます、「損」という字が……。

（発言する者あり）

○商工観光部長（可児俊行君） 「月」でございます、申し訳ございません。

（発言する者あり）

○商工観光部長（可児俊行君） はい、「出損金」でございます、申し訳ございません。

もう一つのお尋ねの伊野原の郷の件でございますが、昨年度は500万5,000円のマイナスというところでございます。理由を先ほど申し上げましたとおり、冬期における除雪作業というところではございましたが、先般も代表の方、役員の方とお会いをいたしまして、お話しいろいろ聞きました。まず、報酬のほうにつきましては、ある程度抑えていくというようなことも聞いております。額まではちょっと聞いておりませんが、そういうところで支出のほうを減らしていくということを聞いておりますし、前向きな話といたしましては、何とか除雪だけには頼らず、いろんなところで前向きな事業を展開していきたいというようなことも言うておられましたし、もう一つは、経営の診断みたいなお話もございました。そうした中で、私どもも話をさせてもらったときに、一つ市のほうでもワーケーションとかそういうような事業もこれから考えているというような中で、情

報提供もさせていただいたというようなことでございますので、何とか雪が降って除雪ができれば解消できるものかもしれませんが、そういうようなところも一度検討いただきたいということで、連携をして当たっておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 8番 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） すいません、それで今お尋ねしたかったのは、その単年度のマイナスは、これはもうその都度償却言うのか累積赤字をずっとおねていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 左のほうの貸借対照表の部分で、一番下のところが繰越利益剰余金というもので、これは累積になってまいります。その下、短期的なところの赤字というものも、ここで反映されるというようなことではございますけど、そういうようなところで短期、短期では、当期損益につきましては、単年であるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山川直保君） よろしいですか。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号から報告第11号までの報告を終わります。

◎報告第12号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程44、報告第12号 令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、報告第12号です。

令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について監査員の意見書を付して次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

初めに、健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤

字ではございませんので記入はありません。

実質公債費比率につきましては、12.4%ということで、前年対比0.3ポイントほどの減というマイナスということになっております。これは、元利償還金の減等によるものでございます。

それから、将来負担比率につきましては85.3%ということで、前年対比15.8ポイントの増ということでございます。こちらのほうは、将来負担額から控除できる財政調整基金などの充当可能基金が減少したこと等によるものでございます。

次に、資金不足比率でございますが、昨年までは資金不足が発生しておりませんでした。元年度につきましては、病院事業会計におきまして0.6%の資金不足比率ということでございます。となりましたが、経営健全化基準の20%にはまだ随分差がございます。これは、理由としましては、医療従事者の確保に伴う医師、看護師等の人件費の増加によるものでございます。

これらの全体的なことにつきましては、審査意見書が示されておりまして、詳細な計算式の解説ですとか数値の分析がされておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 以上で、報告が終わりました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12の報告を終わります。

◎報告第13号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程45、報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 報告第13号をお願いします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月8日提出。郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第2号、専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月11日。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容につきましては、令和2年7月6日午後1時46分頃、郡上市大和町剣地内の市道剣21号線において、相手方車両が走行中、市が管理する水道仕切弁筐上を通過したところ、鉄製蓋が開いていたため、車両右側前後のタイヤを損傷した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合60%です。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、1万4,068円であります。

本事故発生後ですが、直ちに水道仕切弁ボックスの鉄製蓋をロックできるタイプに取り替え、対応をいたしました。誠に申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で報告を終わります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

◎議報告第7号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程46、議報告第7号 中間報告について（議会改革特別委員会）を議題といたします。

中間報告が議会改革特別委員長から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき、報告に代えます。

◎議報告第8号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程47、議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき、報告に代えます。

8月31日までに受理しました請願、陳情につきましては、お手元に配布いたしました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。御苦労さまでした。

（午後 1時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 清 水 敏 夫